

近畿各府県の最低賃金額

(時間額・下段は発効年月日)

	大阪府	京都府	兵庫県	奈良県	和歌山県	滋賀県
問い合わせ先(各府県賃金課(室))	06-6949-6502	075-241-3215	078-367-9154	0742-32-0206	073-488-1152	077-522-6654
ホームページアドレス (平成30年4月1日からURLが変更になっています)	https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/	https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/	https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/	https://jsite.mhlw.go.jp/nara-roudoukyoku/	https://jsite.mhlw.go.jp/wakayama-roudoukyoku/	https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/
地域別(府県)最低賃金	964円 令和元年10月1日	909円 令和元年10月1日	900円 令和2年10月1日	838円 令和2年10月1日	831円 令和2年10月1日	868円 令和2年10月1日
塗料製造業	970円 令和元年12月1日		970円 令和元年12月1日			
鉄鋼業	966円 令和元年12月1日		963円 令和元年12月1日		948円 令和元年12月30日	
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	965円 令和元年12月1日					
はん用、生産用、業務用機械器具製造業	967円 令和元年12月1日	京都府最低賃金が適用されています	942円 令和元年12月1日	897円 令和元年12月25日		930円 令和元年12月29日
暖房・調理等装置配管工用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業						
金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業		933円 令和元年12月22日				
計量器・測定器・分析機器・試験機製造業			901円 令和元年12月1日			
計量器・測定器・分析機器・試験機製造業、光学機械器具・レンズ製造業						
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業	965円 令和元年12月1日	936円 令和元年12月22日	900円 令和元年12月1日	882円 令和元年12月25日		914円 令和元年12月29日
情報通信機械器具製造業						
輸送用機械器具製造業		947円 令和元年12月22日	975円 令和元年12月1日			
自動車・同附属品製造業	969円 令和元年12月1日					934円 令和元年12月29日
繊維工業			兵庫県最低賃金が適用されています			
紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業						滋賀県最低賃金が適用されています
木材・木製品・家具・装備品製造業				時間額は奈良県最低賃金が適用されています		
印刷業		京都府最低賃金が適用されています				
ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業						922円 令和元年12月29日
自動車小売業	965円 令和元年12月1日	時間額は京都府最低賃金が適用されています	901円 令和元年12月1日	884円 令和元年12月25日		
自動車(新車)小売業		911円 令和2年1月9日				
各種商品小売業(百貨店、総合スーパーを含む)		910円 令和元年12月22日	兵庫県最低賃金が適用されています			滋賀県最低賃金が適用されています
百貨店、総合スーパー					850円 令和元年12月30日	

最低賃金に関する特設サイト <https://www.saitetchingin.info/>

最低賃金制度

検索



注： 特定最低賃金については、府県により適用される産業分類及び適用が除外される業務等が異なります。

日額も設定されておりますので、適用に際してはご注意ください。

詳しくは、**該当府県の労働局賃金課(室)にお問い合わせください** -  厚生労働省

大阪労働局 労働基準部 賃金課 令和2年10月